

酒類製造免許申請書等の作成マニュアル (果実酒製造用)

－申請書の記載例と各種様式例－

このマニュアルは、果実酒の製造免許を受け、果実酒を製造しようとする方を対象として、酒類製造免許申請書及びその添付書類の具体的な記載例等を解説するとともに、それらの様式として活用していただくため、作成したものです。

酒類製造免許の要件や果実酒の製造・販売に当たり必要となる手続（酒税の申告、納付や記帳等）については、「酒類製造免許の申請等の手引(果実酒製造用)」をご覧ください。

なお、この作成マニュアルは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) 『ホーム／刊行物等／パンフレット・手引／酒税関係／免許関係』に掲載しています。

こ の マ ニ ュ ア ル の 使 い 方

- 1 このマニュアルは、第1部に「免許申請書」及び申請者の方において作成することが必要な「添付書類」（以下「申請書類」といいます。）の記載例、第2部に申請書類の様式例を掲載しています。
- 2 記載例の内容は、あくまで一例です。申請書類を作成する際は、ご自分の事業計画等に基づいて作成してください。また、酒類製造免許申請書以外の添付書類については、掲載した様式とは別のご自分の作成しやすい様式を使用することができます。
- 3 様式例を用いて申請書類を作成する場合は、まず、第2部の各種様式例を切り離し、又はコピーしてから、第1部の記載例を参考にして記載してください。
- 4 記載例は、法人の方が、初めて酒類の免許を取得しようとする場合を例にしています。
個人で申請するか、法人で申請するかにより、提出いただく添付書類が異なりますのでご注意ください。
- 5 記載例では、申請者の方が記載する部分を「**特殊な文字体**」で表示しています。
- 6 登記事項証明書など関係行政機関等から取得する添付書類については、記載例を省略しています。

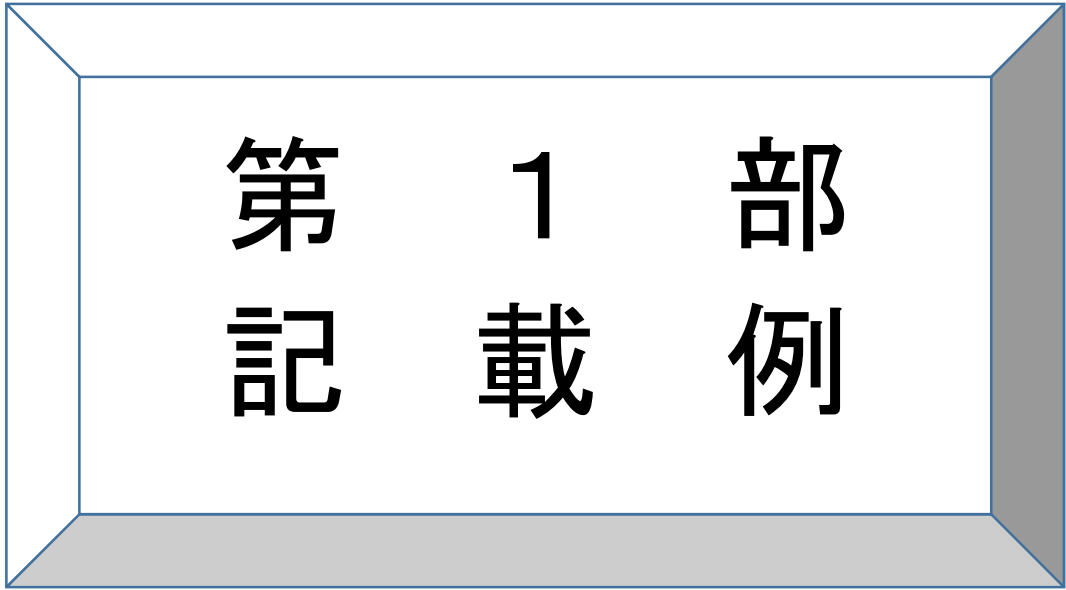
— 目 次 —

| 申請書類 | 第 1 部 記載例 | 第 2 部 様式例 | 申請に当たり 自ら作成を要 するもの |
|--|--------------|--------------|--------------------------|
| 酒類製造免許申請書 | 5 頁 | 29 頁 | ○ |
| 製造免許申請書次葉 1（別添図面 A） 「製造場の敷地の状況」 | 6 | 30 | ○ |
| 製造免許申請書次葉 2（別添図面 B） 「建物等の配置図（建物の構造を示す図面）」 | 7 | 31 | ○ |
| 製造免許申請書次葉 3（別紙） 「製造方法」 | 8 | 32 | ○ |
| 果実酒の 1 仕込製造方法 | 9～10 | 33～34 | ○ |
| 製造免許申請書次葉 4 「製造場の設備の状況」 | 11 | 35 | ○ |
| 製造免許申請書次葉 5 「事業の概要」 | 12 | | ○ |
| 「収支の見込み」（付表 1、付表 2） | 13～14 | 36～38 | ○ |
| 「所要資金の額及び調達方法」 | 15 | | ○ |
| 製造免許申請書次葉 6 「『酒類の販売管理の方法』に関する取組計画書」 | 16 | 39 | ○ |

| 添付書類 | 第 1 部 記載例 | 第 2 部 様式例 | 申請に当たり 自ら作成を要 するもの |
|---|--------------|--------------|--------------------------|
| 酒類製造免許の免許要件誓約書 | 17～21 頁 | 40～42 頁 | ○ |
| 申請者又は役員の履歴書 | 22 | 43 | ○ |
| 定款の写し | 23 | — | |
| 契約書等の写し | 23 | — | |
| 地方税の納税証明書 | 24 | — | |
| 最終事業年度以前 3 事業年度の財務諸表 | 24 | — | |
| 酒類の製造について必要な技術的能力を備えていること を記載した書類（製造技術責任者の履歴書など） | 25 | 44 | ○ |
| 土地及び建物の登記事項証明書 | 26 | — | |
| 酒類製造免許申請書（A）チェック表 | 27 | 45 | |

（注） 1 申請に当たり、自ら作成を要するものについては、第 2 部において様式例を示しています。（この様式に限ることなく、同等の記載事項が網羅されているものを使用しても差し支えありません。）

2 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合があります。



※ これは記載例ですので、申請書および添付書類を作成する際には、ご自身の事業計画等に基づいて作成してください。

酒 類 製 造 免 許 申 請 書

酒 税

| | | | |
|--|--|--|--|
| <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収 受 印 </div> | | 整理番号 | 日中に連絡の取れる番号を記載してください。 (電話) 000-000 0000 局番 |
| 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | 申 請 者 | (住所) 〒 000-0000 〇〇県千代田市霞が関〇丁目〇番〇号 (氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな) 〇〇産業株式会社 代表取締役 〇〇 一郎 | ふりがなを忘れずに記載してください。 |
| 製造免許 酒類の 試験製造免許 を受けたいので、酒税法第7条第1項の規定により関係書類を添付して下記のとおり申請します。 | | 記 | |
| 製造場の所在地及び名称 | (地番) 〇〇県千代田市霞が関〇丁目000番1、000番2、001番1、001番2 (住居表示) 〒 000-0000 〇〇県千代田市霞が関〇丁目〇番〇号 (ふりがな) (名称) 〇〇産業果実酒工場 (電話) 000-000-9999 | | |
| 製造しようとする酒類の品目別及び範囲 | 果実酒 | | |
| 製造方法 | 別紙のとおり | | |
| 免許を受けた後1年間の製造見込数量 | 6.080 リットル | | |
| 試験製造の目的及びその期間 | 果実酒の製造事業を始めようとする理由を具体的に記載してください。 | | |
| 申請の理由 | 千代田市の特産物である「ぶどう」を原料とした果実酒を製造・販売することによって、千代田市の一次産業全体の活性化につながることが期待できます。 また、お土産品の販売を業とする当社の事業の一画に酒類の製造を加え、業績の更なる発展を図ることとしました。 | | |

審査状況のお知らせの受取りについて (希望する ・ 希望しない)

審査状況のお知らせの受取りの希望をチェックしてください。

※審査状況のお知らせとは、申請のあった製造免許について、酒税法第10条第1号から第11号までに規定する拒否要件（「酒類製造免許の申請等の手引」5頁～8頁参照）に該当しないことが確認できた時点で、免許付与前に審査の状況をお知らせするものです。

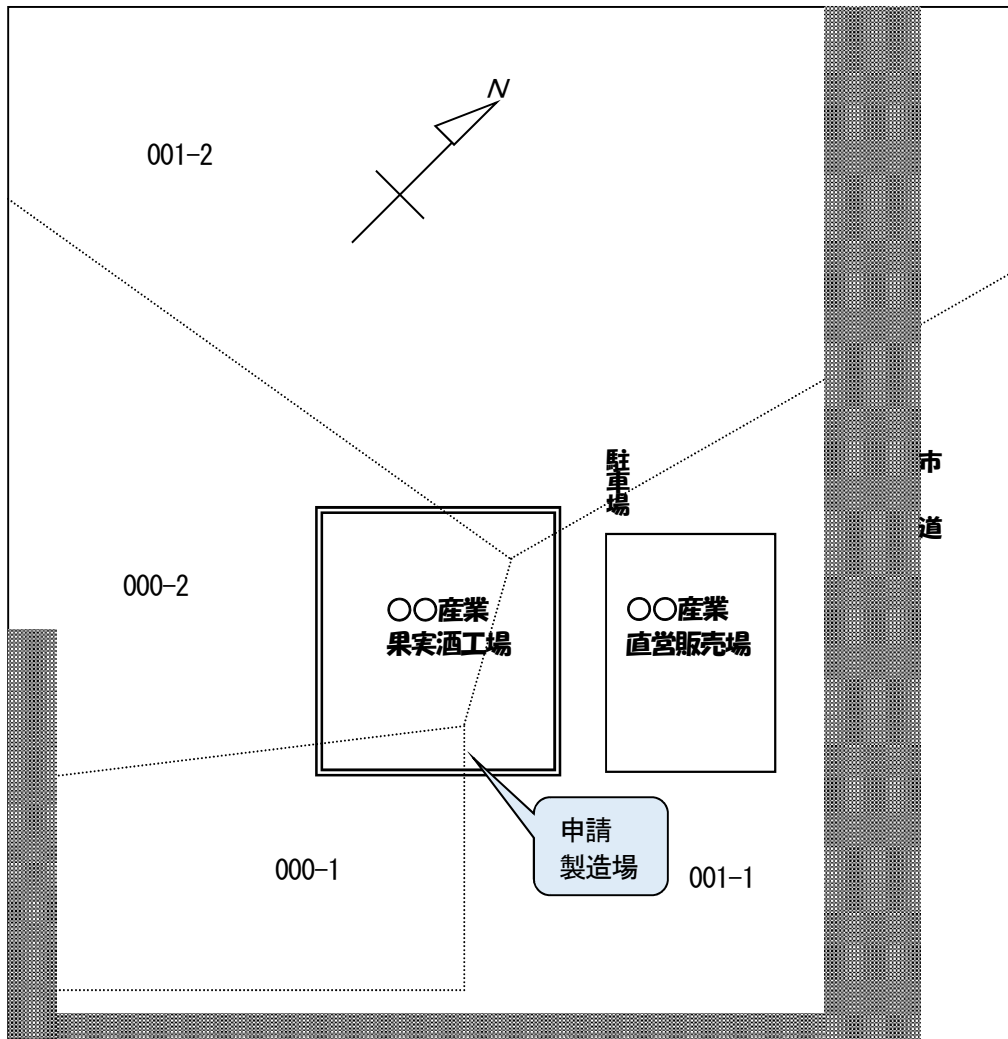
CC1-5102-1(1)

製造免許申請書 次葉 1 (別添図面A)

製造場の敷地の状況

公園や登記簿を確認し、製造場となる区域内にある全ての地番を記載してください。

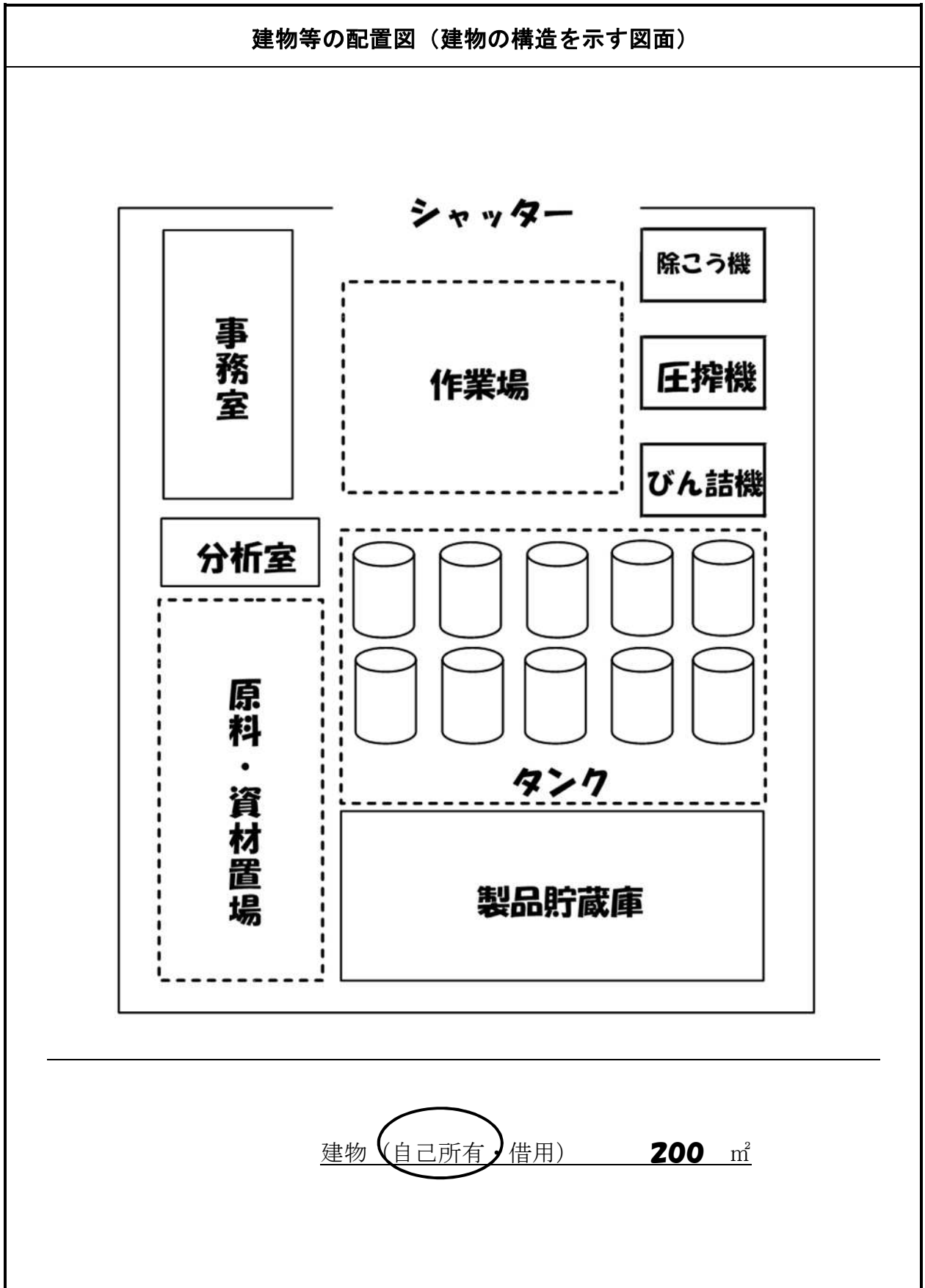
所在地 ○○県千代田市霞が関○丁目000番1、
000番2、001番1、001番2



敷地 (自己所有・借地) **2.000** m²

(注) 法務局備え付けの地図の写しを貼付し、申請製造場の敷地を朱書き等で明記してください。

製造免許申請書 次葉2 (別添図面B)

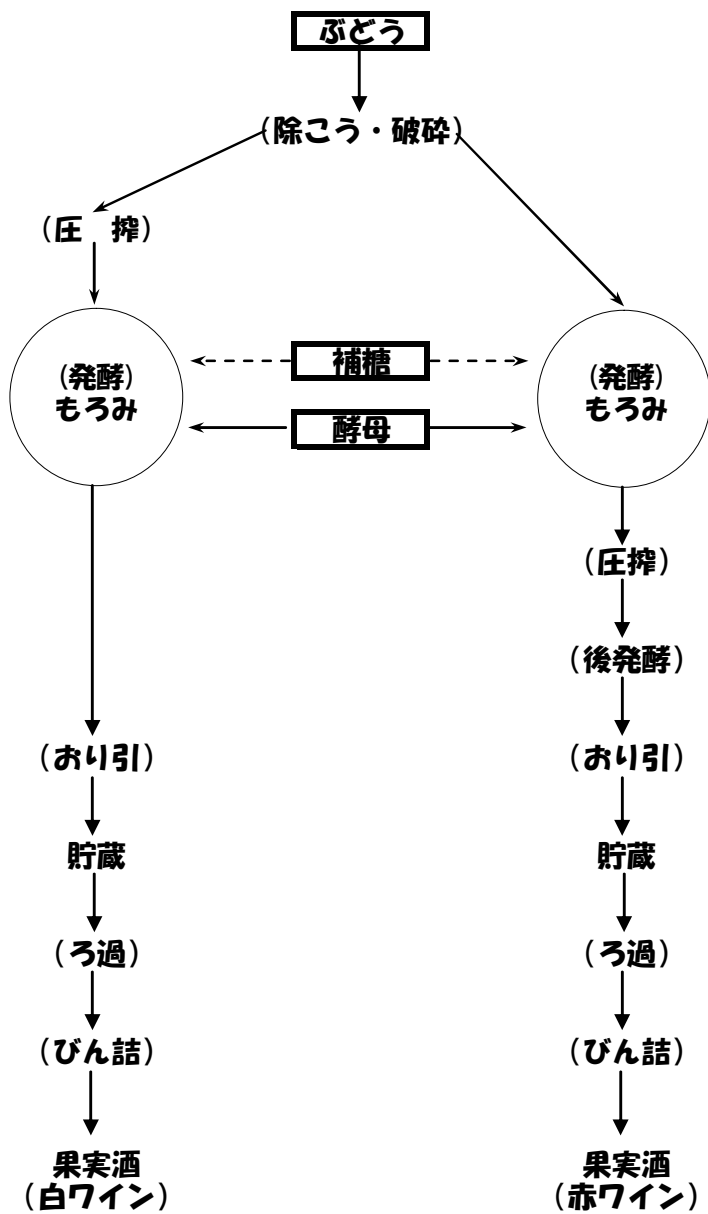


(注) 敷地内における建物、設備等を図示してください。

製造免許申請書 次葉 3 (別紙)

製 造 方 法

(製造工程図、製造方法の概要等)



仕込み配合については、別添「果実酒の1仕込製造方法」のとおり

酒 税

「原料」欄には、使用する添加物や酒母についても記載してください。

果実に含有される糖類の重量を記載します。
(計算方法)
 $375\text{L} \times 19.0\% (\text{糖度} \cdot \text{見込値})$
 $= 71.25\text{kg}$

仕込みのタイプごとに任意の記号を記載します。

| 記号 | | 原 料 | | 仕 込 区 分 | | | | |
|----------|-----------|----------------------------|-----------|---|-----|---|--|----------------|
| | | | | 酒母 | 第1次 | 第2次 | | 計 |
| K | 果 実 (kg) | 巨 峰 | (71.250g) | | 500 | | | (375ℓ) |
| | 糖 類 (kg) | 砂 糖 | (105%) | | 20 | | | (12ℓ) |
| | アルコール又は焼酎 | (%) | | | | | | 20 |
| 10 | | 1年間にこの製造方法で製造する予定回数を記載します。 | | 果汁の数量を記載します。 (計算方法) $500\text{kg} \times 75\% = 375\text{L}$ | | 砂糖を溶解したときに増加する容量を換算して記載します。 (計算方法) $20\text{kg} \times 0.6 = 12\text{L}$ | | |
| もろみの見込数量 | | 1 | | 製造見込数量 | | 1 | | 同一仕込記号の製造見込数量計 |
| | | 387 | | | | 383 | | 3830 |

砂糖の転化糖分は原則105%ですが、実際の転化糖分が明確である場合は実測値で構いません。

1年間にこの製造方法で製造する予定回数を記載します。

果汁の数量を記載します。
(計算方法) $500\text{kg} \times 75\% = 375\text{L}$

砂糖を溶解したときに増加する容量を換算して記載します。
(計算方法) $20\text{kg} \times 0.6 = 12\text{L}$

製造見込数量の算出根基

果汁歩合 (果実を搾って得られる果汁の割合) = **75%** (見込値)
糖類溶解実績 (糖類を溶解したときに増加する容量の割合) = **0.6** (一般的な換算係数)
たれ歩合 (もろみから果実酒が製成される割合) = **99%** (見込値)

(計算方法)
 $216\text{L} \times 15.0\% (\text{糖度} \cdot \text{見込値})$
 $= 32.4\text{kg}$

果汁歩合・たれ歩合が小数点以下の数字となる場合、小数点第2位を四捨五入して第1位にとどめてください。

| 記号 | | 原 料 | | 仕 込 区 分 | | | | |
|----------|-----------|---|-----------|---|-----|--|--|----------------|
| | | | | 酒母 | 第1次 | 第2次 | | 計 |
| D | 果 実 (kg) | テラウェア | (32.400g) | | 300 | | | (216ℓ) |
| | 糖 類 (kg) | 果 糖 | (100%) | | 20 | | | (12ℓ) |
| | アルコール又は焼酎 | (%) | | | | | | 20 |
| 10 | | 果汁の数量と果糖を容量に換算した数量の合計を記載します。 (計算方法) $216\text{L} + 12\text{L} = 228\text{L}$ | | 出来上がった果実酒の数量を記載します。 (計算方法) $228\text{L} \times 99\% \approx 225\text{L}$ | | この仕込方法での製造見込数量の年間合計を記載します。 (計算方法) $225\text{L} \times 10\text{回} = 2,250\text{L}$ | | |
| もろみの見込数量 | | 1 | | 製造見込数量 | | 1 | | 同一仕込記号の製造見込数量計 |
| | | 228 | | | | 225 | | 2250 |

製造見込数量の算出根基

果汁歩合 (果実を搾って得られる果汁の割合) = **72%** (見込値)
糖類溶解実績 (糖類を溶解したときに増加する容量の割合) = **0.6** (一般的な換算係数)
たれ歩合 (もろみから果実酒が製成される割合) = **99%** (見込値)

果実酒・甘味果実酒の1仕込製造方法の記載要領

- 1 この様式は、発酵過程を伴う果実酒及び甘味果実酒の場合に使用してください。
- 2 「原料」欄には、具体的に果実及び糖類の種類を記載してください。
なお、「果実」欄には、果汁の糖のグラム数を、「糖類」欄には、糖類の転化糖分をそれぞれかっこ書きしてください。
- 3 「仕込区分」の「計」欄には、原料果実からの果汁見込取得リットル数、糖類の溶解リットル数をそれぞれかっこ書きしてください。
- 4 「製造見込数量」欄には、あなた（貴社）の製造場における前年度の実績値、あなた（貴社）の製造場の所轄税務署管内における前年度の実績値の平均等の経験値又は既に確立されている理論に基づく理論値等により合理的に算出した数量を記載してください。
- 5 「同一仕込記号の製造見込数量計」欄には、1仕込製造見込数量に仕込個数を乗じたものを記載してください。
- 6 製造見込数量の算出根基は具体的に記載してください。
- 7 製造見込数量はリットル位まで算出し、リットル位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 8 製造見込数量を算出する歩合は、小数点以下第2位を四捨五入して第1位にとどめてください。
- 9 アルコール分は、度位未満第1位まで記載してください。

製造免許申請書 次葉 4

製造場の設備の状況

| 区 分 | 数量等 |
|---|--------------------------------|
| (1) 敷地 (借地) (所有者:▲▲興産株から賃貸借) | 2,000.00 m ² |
| (2) 建物 (自己所有) | 200.00 m ² |
| イ 製造場 | 200.00 m ² |
| ロ その他 | m ² |
| ハ | |
| (3) 什器備品 (自己所有) | |
| イ 容器(仕込用、貯蔵用) 仕込用(500ℓ×5本) 貯蔵用(500ℓ×5本) | 10本 |
| ロ 除梗機 | 1台 |
| ハ 圧搾機 | 1台 |
| ニ 秤 | 1台 |
| ホ 計量カップ | 3個 |
| ヘ T字型定規 | 1本 |
| ト 酒精計 | 1本 |
| チ 温度計 | 1本 |
| リ 糖度計 | 1本 |
| ヌ メスシリンダー・メスフラスコ・フラスコ | 各1個 |
| ル 蒸留器(分析用) | 1台 |
| ヲ 貯蔵庫(貯蔵用) | 1台 |
| ワ びん詰機 | 1台 |
| カ | |
| コ | |
| ク | |
| (4) 電話 (自己所有) 000-000-9999 000-000-8888(FAX) | 2台 |
| (5) 従業員 (男) 1人 (女) 1人 | 2人 |
| (6) 従事役員(男)1人 | 1人 |
| (7) | |

(注) 容器、器具、機械等の設備について記載してください。

事業もくろみ書（事業の概要・収支の見込み・所要資金の額及び調達方法）

事業の概要（製造能力・製造見込み・販売見込み及びその算出根拠・販売方法・販売先・販売価格・従業員・原料の仕入先）について簡記してください。

事業の概要

果実酒は、地域の酒販店への販売と当社の直営売店での販売を中心に考えています。製造した果実酒は、タンクで貯蔵した後、ビン詰めして出荷又は貯蔵庫で保管をします。保管する果実酒のうち、一部分はビン詰後、数年間に渡り長期的に貯蔵し、熟成させる予定です。

1 販売・製造見込(年間)について(付表1)

千代田市は、酒販店が約200店舗あり、そのうち25%の酒販店で当社の果実酒を扱っていただけると考えています。

1店舗当たり年平均100本(750ml)を販売できると見込んでいます。

また、直営売店において、一般酒類小売業免許を取得し、果実酒を中心に販売することをもくろんでおり、1日当たり10本(営業日は年約300日)販売できると見込んでいます。

したがって、年間の販売見込数量は

$$\textcircled{1} 50\text{店} \times 100\text{本} \times 750\text{ml} = 3,750,000\text{ml}$$

$$\textcircled{2} 10\text{本} \times 300\text{日} \times 750\text{ml} = 2,250,000\text{ml}$$

合計6,000,000mlとなります。

現在、お土産品で「ぶどうジュース」を年間約4,000本販売していますので、この見込みは、十分達成可能と考えています。

なお、次年度以降も、年間6klの販売を計画しています。

2 収入・支出見込み(年間)について(付表1)

果実酒製造以外の収入・支出に関しては、果実酒製造販売による効果と一般酒類小売業免許取得による酒類販売増加分を見込み、前年比1.2倍として計算しました。

3 果実酒1kl当たりの製造原価及び算出根拠について(付表2)

原材料以外の費用については、「2. 収入・支出見込(年間)」の各金額を、果実酒売上とそれ以外の売上の比率で按分しました。

4 従業員について

果実酒製造は、役員1名と従業員2名(内1名は製造技術責任者を兼任)で行います。

1 販売・製造見込(年間)

| 区分 | | 販売見込数量: ℓ | 販売予定価格 (容量・単価) | 売上見込金額:円 | 総製造見込数量 |
|-----------|------------|--------------|-------------------|------------|---------|
| 販売先及び販売方法 | 地域の酒販店への販売 | 3,750 | 0.75 ℓ 1,300 円 | 6,500,000 | 6,080 ℓ |
| | 直営売店での販売 | 2,250 | 0.75 ℓ 1,600 円 | 4,800,000 | |
| | | | | | |
| 合計 | | 6,000 | | 11,300,000 | 8,000 ℓ |

主要な商品の一個当たりの容量と単価を記載してください。

酒類製造免許申請書の「免許を受けた後1年間の製造見込数量」の欄と一致します。

製造能力(年間最大)
8,000 ℓ

製造設備を最大限稼働させた場合の製造数量が計算できる場合は記載してください。

※ 「その他」がある場合には、内容を記載

2 収入・支出見込(年間)

| 支出の部 | | | 収入の部 | | |
|------|----------------------|------------------------|---------------|------------|------------|
| 科目 | 金額:円 | | 科目 | 金額:円 | |
| 仕入 | 果実酒用 | 次頁 A から移記 2,000,000 | 売上 | 果実酒 | 11,300,000 |
| | その他 | 28,000,000 | | その他 | 33,900,000 |
| 労務費 | 10,000,000 | | 合計② | 45,200,000 | |
| 経費 | 3,000,000 | | | | |
| 酒税 | 次頁 B から移記 384,000 | | | | |
| 合計① | 43,384,000 | | 差引利益 (②-①) | 1,816,000 | |

果実酒以外の業(土産品販売等)の仕入の合計を記載してください。

果実酒以外の業(土産品販売等)の収入の合計を記載してください。

3 果実酒1kℓ当たりの予定製造原価及び算出根拠

果実酒 **6.080** ℓを製造するのに必要な
製造原価の計算

果実の原価を記載してください。

| | 金額:円 | 主な仕入先の名称等 | 科目 | 金額:円 |
|-------------|------------------------------|--|---|------------------|
| 果実 (ぶどう) | 1,600,000 | 自社畑、〇〇JA 8,000kg×200円 /kg=1,600,000 円 | 原材料費 | 2,000,000 |
| 糖類 | 100,000 | 〇〇興業株式会社 | 按分計算 (果実酒売上÷合計売上×労務費) 11,300,000円/45,200,000円×10,000,000円 =2,500,000円 | 2,500,000 |
| その他 | 300,000 | 〇〇協会ほか | 按分計算 (果実酒売上÷合計売上×経費) 11,300,000円/45,200,000円×3,000,000円 =750,000円 | 750,000 |
| 合計 | A 2,000,000 | | 合計 | 5,250,000 |

積算によるほか、按分計算も可能です。

※税率については、「酒類製造免許の申請等の手引(果実酒製造用)」の12頁~13頁をご参照ください。

酒税の計算

$6,000\text{ℓ} \div 1,000 \times 90,000\text{円} / \text{kl} \times 64 / 90 = 384,000$

B 酒税 **384,000**

まず、1ℓ当たりの製造原価を計算しています。

1kℓ当たりの製造原価

$5,250,000\text{円} \div 6.080\text{ℓ} = 863\text{円} / \text{ℓ}$

これを、1,000倍すれば、1kℓ当たりの製造原価です。

$863\text{円} / \text{ℓ} \times 1,000 = 863,000$

863,000 円

事業もくろみ書（事業の概要・収支の見込み・所要資金の額及び調達方法）

所要資金の額及び調達方法

1 製造開始に当たっての必要な資金

税込金額で記載してください

| | |
|---------------------|-------------|
| 製造設備 | 3,000,000 円 |
| 登録免許税（製造免許） | 150,000 円 |
| 運転資金（年間支出見込み額の2か月分） | 7,230,667 円 |

合 計 10,380,667 円

年間支出見込み 43,384,000
 $\div 12\text{か月} \times 2\text{か月} = 7,230,667$

2 所要資金

| | |
|--------|-------------|
| 現金及び預金 | 9,000,000 円 |
| 借入金 | 3,000,000 円 |

合 計 12,000,000 円

- (注) 1 事業の概要は、計画している事業規模にあわせ作成してください。
 なお、原料の入手予定状況、1kℓ当たりの予定製造原価なども記載してください。
- 2 収支の見込みは、免許後1年間のもくろみを作成してください。
- 3 所要資金の額及び調達方法は、資金繰り表等の作成されているものを添付しても差し支えありません。
 また、融資があるときには、次の書類を添付してください。
- (1) 金融機関からの融資の場合 「借入をする金融機関の融資証明書」
 (2) 金融機関以外からの融資 「融資者の原資内容を証明する書類」
- 4 既に作成されている事業計画書等を添付しても差し支えありません。

| 「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書 | | | |
|-------------------------------|---|--|---|
| 酒類販売管理者の選任予定者 | 〇〇二郎 | 役職、申請者との関係、生年月日等 取締役 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 | |
| 酒類販売管理研修の受講予定等 | 受講日又は受講予定日：平成・ 令和 4 年 〇 月 〇 日 研修実施団体：〇〇 小売酒販組合 △△ 支部 | | |
| (酒類販売管理者に代わる責任者(予定者)の人数及び氏名等) | | 総数 | 1 名 |
| 氏 名 (年齢) | 〇〇花子 (〇〇歳) | (歳) | (歳) |
| (歳) | (歳) | (歳) | (歳) |
| 項 目 | 区 分 | ※ 税務署整理欄 (実態確認状況) | |
| 酒類販売管理者関係 | 1 酒類の販売業務を開始するときまでに、酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任する。 | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| | 2 公衆の見やすい場所(通信販売を行う場合は、カタログ等(インターネットを含む))に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講実績等を記載した標識を掲示する。 | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| 二十歳未満の者の飲酒防止関係 | 1 20歳未満と思われる者に対して、身分証明証等により年齢確認を行う。 | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 |
| | 2 夜間(午後11時から翌日午前5時)において指名し、配置する予定の「酒類販売管理者に代わる責任者」は成年者である。 (注) 夜間販売を行っていない場合や酒類販売管理者に代わる責任者を指名する必要性がない場合には、「該当なし」に〇印を付けてください。 | はい <input type="radio"/> いいえ 該当なし <input checked="" type="radio"/> | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 |
| | 3 20歳未満の者の飲酒防止に関するポスターを掲示する。 | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| | 4 「その他の取組」の概要 〔 ※上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。 (例) 「レジに啓発のためのグッズ等を置く」、「レジ袋に20歳未満の者の飲酒防止啓発のための表示をする」等 〕 | | |
| 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定 | 1 酒類の陳列場所を設けて販売する。 (注) 「いいえ」に「〇」を付した方は、次の(1)から(2)の記載は不要です。 | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ | |
| | (1) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行う。 | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 分離 <input type="checkbox"/> 区分 <input type="checkbox"/> 不適 |
| | (2) 酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、明確に区分するための表示(「陳列されている諸品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示)を行う。 | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 |
| | 2 酒類の通信販売(インターネットを含む)を行う。 (注) 1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」に「〇」を付した方は、次の項目の記載は不要です。 | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 |
| | 酒類の通信販売(インターネットを含む)における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。 | はい <input type="radio"/> いいえ | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 |
| 酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設ける。 | はい <input type="radio"/> いいえ | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 | |

記載例は、通信販売をしない場合です。

(注) 酒類製造業者又は酒類販売業者のみに販売する場合には添付を省略することができます。

酒類製造免許の免許要件誓約書

〇 〇 税務署長 殿

| | |
|------------------------------|---|
| 申請（申出・申告） 製造場の所在地及び 名称 | 〇〇県千代田市霞が関〇丁目〇〇番1、〇〇番2、〇〇1番1、〇〇1番2 〇〇産業果実酒工場 |
|------------------------------|---|

【申請（申出・申告）者が個人の場合】

私（及び法定代理人）の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和 年 月 日
(申請（申出・申告）者の住所)
(氏 名)

下記法定代理人は、誓約内容を確認しているため、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。
(法定代理人氏名)

令和 年 月
(法定代理人住所)
(法定代理人氏名)
(申請（申出・申告）者との関係)

申請者に法定代理人（酒類の製造に係る営業に関し代理権を有する方に限り）がいる場合は、その代表の法定代理人が誓約してください。

【申請（申出）者が法人の場合】

当社及び役員等の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、申請（申出）に対する拒否処分又は免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
(申請（申出）者の所在地) 〇〇県千代田市霞が関〇丁目〇番〇号
(名称及び代表者氏名) 〇〇産業株式会社 代表取締役 〇〇一郎

下記役員等は、誓約内容を確認しているため、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

(役職及び氏名)
代表取締役 〇〇一郎
取締役 〇〇二郎
取締役 〇〇良子
支配人
監査役 〇〇三郎

申請法人の全ての役員及び支配人の役職・氏名を記載してください。

代表取締役の方が、代表して誓約してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
(住所) 〇〇県千代田市虎ノ門〇丁目〇番〇号
(代表者氏名) 〇〇産業株式会社 代表取締役 〇〇一郎

「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を付してください。
法人の場合は、役員等も忘れずに○を付してください。

(別紙1)

| 誓約項目 | 申請者等の誓約内容 | | | 順号 |
|---|--|--------|------------------|----|
| | 申請(申出)者 | 役員等 | 法定代理人 | |
| 1 酒税法10条1号から8号関係(人的要件) | | | | — |
| 1号関係 申請(申出・申告)者が酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、免許又は許可を取り消された日から3年を経過している。 | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | ① |
| 2号関係: 申請(申出・申告)者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取組(個人のみ)と記載がある欄は、申請者が個人の場合のみ記載してください。 ○ 酒類の製造者又は14条1、2、4号の規定 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人 | はい・いいえ (個人のみ) | はい・いいえ | はい・いいえ | ② |
| 3号関係: 申請(申出・申告)者が未成年者のときその法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。 | はい・いいえ (個人のみ) | | | ③ |
| 4号関係: 申請(申出)者又は法定代理人が法人の場合にその役員が1、2、7、7の2、8号に該当しない。 (法人のみ)と記載がある欄は、申請者が法人の場合のみ記載してください。 | はい・いいえ (法人のみ) | | はい・いいえ (法人のみ) | ④ |
| 5号関係: 支配人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。 | はい・いいえ | | | ⑤ |
| 6号関係: 申請(申出・申告)者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。 | はい・いいえ | | | ⑥ |
| 7号関係 国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。 | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | ⑦ |
| 7号の2関係 未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。 | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | ⑧ |
| 8号関係 禁錮以上の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。 | はい・いいえ (個人のみ) | はい・いいえ | はい・いいえ | ⑨ |
| 【理由等】 | 誓約内容に「いいえ」に○を付した場合には、順号(丸数字)とその内容と理由を簡記してください。 | | | |
| 2 酒税法10条9号関係(場所的要件) | | | | — |
| 申請製造場が、酒場、料理店等と同一場所でない。 | はい・いいえ | | | |
| [申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合] 申請製造場と酒場、料理店等の場所を図面上で明確に区分できる。また、それらの場所を必要に応じ壁、扉等で区分する。 | はい・いいえ | | | ⑩ |
| 【理由等】 | | | | |

| 誓 約 項 目 | 申請者等の誓約内容 | | | 順号 |
|--|--|--|-------|----|
| | 申請 (申出)者 | 役員等 | 法定代理人 | |
| 3 酒税法10条10号関係（経営基礎要件） (注) 酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。 | | | | — |
| (1) 申請 (申出) 者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合に該当しない。 | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | | | ⑪ |
| (2) 事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。 | | | | — |
| イ 現に国税若しくは地方税を滞納していない。 | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | | ⑫ |
| ロ 申請 (申出) 前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない。 | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | | ⑬ |
| ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。 | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい (法人のみ) | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | | ⑭ |
| ニ 最終事業年度以前3事業年度の全ての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。 | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい (法人のみ) | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | | ⑮ |
| ホ 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。 | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | | ⑯ |
| ヘ 建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却若しくは移転を命じられていない。 | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | | | ⑰ |
| ト 酒税につき担保の提供を命ぜられ、その全部又は一部が不履行ではない。 | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | | | ⑱ |
| チ 今後1年間に納付すべき酒税額の平均3か月分に相当する価額又は製造免許申請 (申出) 書に記載している酒類の数量に対する酒税相当額の4か月分に相当する価額のうち、いずれか多いほうの価額以上の担保を提供する能力がある。 | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | | | ⑲ |
| リ 酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。 | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | | | ⑳ |
| (3) 申請 (申出) 者は、事業経歴その他から判断し、適正に酒類を製造するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。 | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | | | ㉑ |
| (4) 申請 (申出) 者は、必要な所要資金等並びに製造又は貯蔵等に必要な設備及び人員を有し、酒類の製造に関し安定的な経営が行える。 | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | | | ㉒ |
| (5) 申請 (申出) 者は、酒類の製造に必要な原料の入手が確実である。 | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | | | ㉓ |
| 【理由等】 | | | | |
| 4 酒税法10条12号関係（製造技術・設備要件） | | | | — |
| (1) 申請者は、醸造・衛生面等の知識があり、かつ、保健衛生上問題のない一定水準の品質の酒類を継続的に供給することができ、不測の事態に対応できる能力を有している。 | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | | | ㉔ |
| (2) 酒類の製造又は貯蔵に必要な機械、器具、容器等が十分備わっており、工場立地法、下水道法、水質汚濁防止法、食品衛生法等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない。 | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい | | | ㉕ |
| 【理由等】 | | | | |

「酒類製造免許の免許要件誓約書」の作成に当たっての留意事項

1 留意事項

この誓約書は、酒類の製造免許を申請（申出・申告）しようとする場合に、申請（申出・申告）者、その法定代理人、役員又は支配人につき、製造免許の欠格要件に該当する事実がないことについて誓約を求めるものです。税務署においては、この誓約内容をもとに、申請（申出・申告）内容が法律上の要件に合致するかどうか審査を行います。

なお、酒類の製造免許等区分ごとに誓約が必要な事項は、以下の表のとおりです。

(注) 酒母又はもろみの製造免許申請をしようとする場合は、この誓約書を準用してください。

| 誓約事項 | 免許等区分 | 酒類 | 期限延長・永久切替 | 条件緩和・相続 | 酒母・もろみ |
|-------------|----------------|----|-----------|---------|--------|
| 1 人的要件 | 酒税法10条1号から8号関係 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 場所的要件 | 〃 9号関係 | ○ | △ | △ | ○ |
| 3 経営基礎要件 | 〃 10号関係 | ○ | ○ | △ | △ |
| 4 製造技術・設備要件 | 〃 12号関係 | ○ | △ | △ | ○ |

※ 法人成り等に該当する場合で、既存製造場と同一の場所において製造する場合には、上記誓約事項のうち、2（場所的要件）及び4（製造技術・設備要件）の誓約は不要です。

2 記載の仕方

(1) 誓約が必要な事項

誓約が必要な事項は、申請（申出）者が個人か、法人かにより異なります。

イ 申請（申出）者が個人の場合

(イ) 申請（申出）者である個人自身が誓約すべき事項

(誓約書の順号) ①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕

(ロ) 申請（申出）者に法定代理人がいる場合に、その全ての法定代理人が誓約すべき事項

(注) 法定代理人が法人の場合には、その法人の全ての役員も同様に誓約することとなります。

(誓約書の順号) ①、②、④、⑦、⑧、⑨

ロ 申請（申出）者が法人の場合

(イ) 申請（申出）者である法人自身が誓約すべき事項

(誓約書の順号) ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕

(ロ) 法人の役員及び主たる出資者が誓約すべき事項

A 代表権を有する役員及び主たる出資者

(誓約書の順号) ①、②、⑦、⑧、⑨、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯

B A以外の役員

(誓約書の順号) ①、②、⑦、⑧、⑨

(注) 1 申請（申出）者は、自己の誓約内容とともに、法定代理人又は役員、支配人の誓約内容についても全て自ら確認した上で、記名してください。

2 法定代理人が複数存在する場合には、個々の法定代理人の誓約に代えて、その代表者において、全ての法定代理人の個々の要件についての誓約を取りまとめて、代表して誓約してください。

3 役員又は支配人が複数存在する場合には、個々の役員又は支配人の誓約に代えて、申請（申出）者たる法人の代表取締役において、全ての役員又は支配人の個々の要件についての誓約をとりまとめて、代表して誓約してください。

(2) 記入方法

誓約者は、「誓約項目」について、「誓約内容」欄の「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を付してください。

なお、誓約内容について「いいえ」に○を付した場合には、「理由等」欄に該当項目の順号を記載した上で、その内容を略記してください（「理由等」欄に記載しきれない場合には、適宜理由を記載した書面を添付してください。）。

この誓約の内容を偽るなど不正行為があった場合には、①その不正行為が審査段階で判明したときは拒否処分、②不正行為により製造免許を取得したときは取消処分の対象となります。

(注) 不正行為により製造免許を取得した場合は、その不正行為によって取得した製造免許だけでなく、その者が有している全ての酒類の製造及び販売業免許について取消処分を受けることがあります。酒類の製造及び販売業免許の取消処分を受けた場合には、①取消処分を受けた酒類の製造及び販売業免許者、②取消処分を受けた酒類の製造及び販売業免許者が法人であるときにはその法人の業務を執行する役員、及び③これらの者が役員となっている法人は、原則として、新たに酒類の製造及び販売業免許を受けることはできなくなります。

③ 申請者又は役員 の 履 歴 書

申請者が法人の場合、申請法人の監査役を含む役員全員分の履歴書を、適宜の様式で提出してください。

(令和〇〇年〇〇月〇〇日現在)

| ふりがな まるまる いちろう 氏 名 〇 〇 一 郎 | 大正 平成 (昭和) 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 生 (満 〇〇才) | |
|---|---|---------------------------|
| ふりがな ちよだし とらのもん 現住所 〇〇県 千代田市 虎ノ門〇丁目〇番〇号 | 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 | |
| 年 | 月 | 職 歴 |
| 昭和 60 | 4 | 〇〇産業株式会社入社 お土産品の販売業務 |
| 平成 15 | 4 | 〇〇産業株式会社 取締役就任 商品開発担当 |
| 平成 20 | 4 | 〇〇産業株式会社 代表取締役就任 (現在に至る。) |
| | | |
| | | |
| 年 | 月 | 免 許 ・ 資 格 |
| 昭和 〇〇 | 〇 | 普通自動車運転 |
| | | |
| 備 考 | | |
| 製造技術責任者兼任 平成 10年 4月～平成 21年 3月 〇〇ワイナリー株式会社 (製品研究室) 平成 21年 4月～平成 28年 3月 〇〇産業株式会社 営業担当 平成 28年 4月～平成 29年 3月まで、〇×ワイナリーで実地研修 平成 29年 4月～〇〇県が実施しているワイン醸造講習受講 (受講証添付) | | |

《留意事項》

- 1 職歴は、現在から申請前5年程度の期間について、勤務した会社名、役職、担当職務内容を記載してください。
- 2 免許・資格は、酒類の製造・販売業に関連のあるものについて記載してください。
- 3 申請製造場が既存の酒類製造場である場合は、添付不要です。
- 4 申請者又は役員が製造技術責任者を兼任している場合は、備考欄にその旨記載してください。
 なお、この場合、「製造技術責任者の名簿、履歴書」は添付不要です。
- 5 有価証券報告書など既存資料の写しに代えることができます。
- 6 市販されている履歴書の様式で提出することもできます。

④ 定款の写し

(記載例は省略)

《留意事項》

- 1 申請者が法人の場合は、定款の写しを添付してください。
- 2 申請者が、申請する税務署の管内に既に免許を受けた酒類製造場を有している場合は、添付不要です。

⑤ 契約書等の写し

(記載例は省略)

《留意事項》

- 1 申請製造場の土地、建物、設備等が**賃借物件**の場合
賃貸借契約書等（申請製造場の建物等を確実に使用できることが確認できる書類）の写し（転貸の場合は所有者から申請者までの賃貸借契約書の写し）を添付してください。
- 2 申請製造場の建物等が**未建築**の場合
請負契約書等（申請製造場の建物等を今後建築することが確認できる書類）の写しを添付してください。
- 3 申請製造場の建築予定地が農地等であり、建物を建築するために農地の転用の許可等を必要とするなど、法令や条例により許可等が必要となる場合には、その許可等の申請に係る関係書類の写しを添付してください。

⑥ 地方税の納税証明書

(記載例は省略)

《留意事項》

- 1 申請者について、地方税に係る①未納の税額がない旨、②2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の両方の証明がされた納税証明書を添付してください。
- 2 法人については、証明事項に「特別法人事業税」を含めてください。
※令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって、「地方特別法人税」が廃止され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、「特別法人事業税」が創設されました。
- 3 申請者が法人の場合は本店所在地、個人の場合は住所地の属する①都道府県及び②市区町村から交付を受けてください。
- 4 2年以内に都道府県・市区町村を異にする本店移転・転居があった場合は、移転・転居前の都道府県・市区町村から交付を受けた納税証明書も併せて添付してください。
- 5 国税（「特別法人事業税」を除きます。）についての納税証明書は、添付不要です。

⑦ 最終事業年度以前3事業年度の財務諸表

(記載例は省略)

《留意事項》

- 1 申請者が法人の場合
最終事業年度以前3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。なお、「酒類製造免許の申請等の手引(果実酒製造用)」の7頁～8頁で説明している「3 酒税法10条10号関係の要件(経営基礎要件)」のハ及びニの要件に該当しないかどうか確認してください。
- 2 申請者が個人の場合
最近3年間の収支計算書等を添付してください。

※ 過去3年分の所得税または法人税の確定申告書（添付書類を含みます。）を既に税務署（免許申請を行った税務署以外の場合も含みます。）に提出しているときは、添付を省略することができます。

⑧ 製造技術責任者の履歴書

(令和〇〇年〇〇月〇〇日現在)

| ふりがな まるやま ごろう 氏名 ○ 山 五 郎 | 大正 平成 昭和 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 生 (満 〇〇才) | |
|---|---|---|
| ふりがな ちよだし おおてまち 現住所 〇〇県 千代田市 大手町 〇丁目〇番〇号 | 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 | |
| 年 | 月 | 職 歴 |
| 平成5 | 4 | 〇〇ワイナリー株式会社就職 (醸造部) 果実酒の醸造に従事 |
| 平成18 | 4 | 〇〇ワイナリー株式会社 製品研究開発室勤務 果実酒の品質管理、商品開発を担当 |
| 平成21 | 3 | 〇〇ワイナリー株式会社退職 (製品研究室) |
| 平成21 | 4 | 〇〇産業株式会社 営業担当 (現在に至る。) |
| | | |
| 年 | 月 | 免 許 ・ 資 格 |
| 平成〇〇 | 〇 | ワインアドバイザー |
| 平成〇〇 | 3 | 〇〇大学農学部醸造学科卒業 |
| 備 考 | | |
| | | |

《留意事項》

- 1 職歴は、酒類の製造技術を有することがわかるように、勤務した会社名、役職、担当職務内容を記載してください。
- 2 免許・資格は、酒類の製造・販売業に関連のあるものについて記載してください。
- 3 申請者又は役員が製造技術責任者を兼任している場合は、添付不要です。
- 4 有価証券報告書など既存資料の写しに代えることができます。
- 5 製造技術責任者が複数いる場合は、氏名、役職、業務分担を記載した名簿も添付してください。
- 6 市販されている履歴書の様式で提出することもできます。

⑨ 土地及び建物の登記事項証明書

製造場の土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）を提出してください。

土地の全部事項証明書

| 地番 | 地番 | 地目 | 地積 |
|-------|-------|----|-----------------|
| 000-1 | 000-2 | 宅地 | ○m ² |

• **土地の全部事項証明書**

| 地番 | 地番 | 地目 | 地積 |
|-------|-------|----|-----------------|
| 001-1 | 001-2 | 宅地 | ○m ² |
| ... | ... | | |

建物の全部事項証明書

所在 千代田市・・・

建物の名称 ○○・・・

①種類 ②構造 ..

《留意事項》

- 1 製造場の建物が複数の土地（地番）にまたがる場合には、その全ての地番にかかる土地の登記事項証明書（全部事項証明書）が必要になります。
 - 2 e-Taxを利用して申請する場合は、インターネット登記情報提供サービスによる「登記事項証明書」を添付することができます。
- (注) 登記情報提供サービスによる登記情報を印刷したものは、申請等の添付書類とすることはできません。

e-Taxにおける「登記事項証明書」の添付方法

「酒類製造免許申請書」の「製造しようとする酒類の品目及び範囲」欄に次のように「インターネット登記情報提供サービス」から発行された「照会番号」、「照会番号の発行年月日（西暦）」を入力してください。

(入力例) 照会番号：999999999 発行年月日：YYYY/MM/DD

※ 「インターネット登記情報サービス」について詳しいことは、<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>をご覧ください。

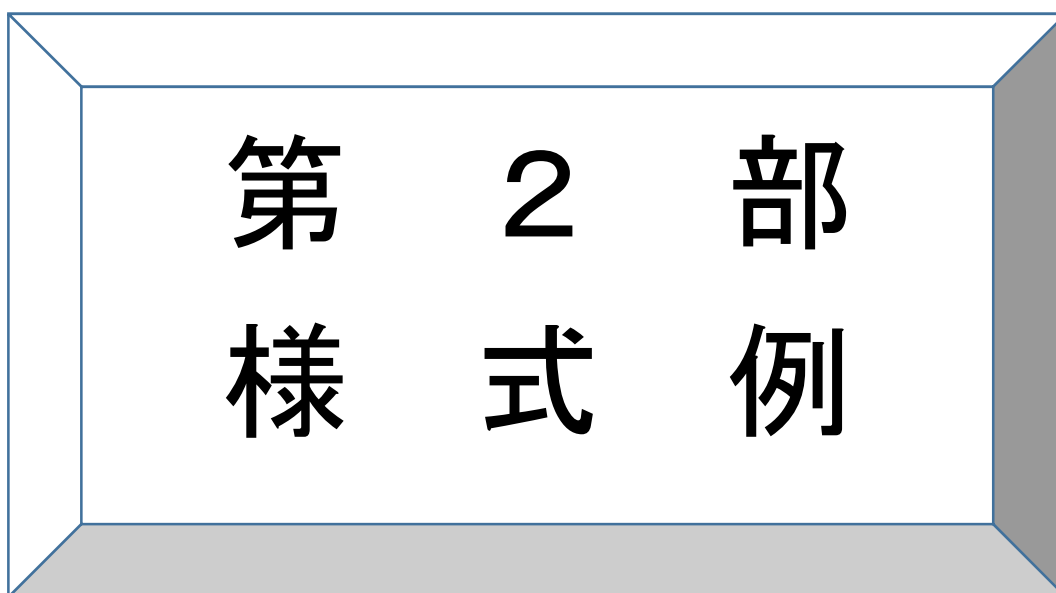
酒類製造免許申請書(A) チェック表

《製造免許申請書次葉及び添付書類》

| 必要書類 | 確認事項 | 備考 | 確認 |
|---|---|----|----|
| 製造免許申請書次葉1 (別添図面A) 「製造場の敷地の状況」 | 法務局備付けの地図の写しを貼付し、申請製造場の敷地を朱書き等で明記しているか | | ○ |
| 製造免許申請書次葉2 (別添図面B) 「建物等の配置図」 | 敷地内における建物、設備等が明確に図示されているか | | ○ |
| 製造免許申請書次葉3 (別紙) 「製造方法」 | ・ 製造工程図、製造方法の概要等が明記されているか ・ 仕込み配合について、各仕込ごとの「1仕込製造方法」が添付されているか | | ○ |
| 製造免許申請書次葉4 「製造場の設備の状況」 | 製造場の設備について、全て記載されているか | | ○ |
| 製造免許申請書次葉5 「事業の概要」 「収支の見込み」 「所要資金の額及び調達方法」 | ・ 原料の入手状況等が記載されているか ・ 事業規模に沿ったもくろみ書が作成されているか ・ 自己資金による場合は資金繰表又は資金の算出根拠説明書、融資による場合は金融機関の証明書又は融資者の原資内容を証明する書類を添付しているか | | ○ |
| 製造免許申請書次葉6 「『酒類の販売管理の方法』に 関する取組計画書」 | 酒類販売管理者の選任予定者の氏名、役職等が記載されているか | | ○ |
| 酒類製造免許の免許要件誓約書(酒税法10条の規定に該当しない旨) | 誓約すべき者の漏れ(例えば、法人の監査役など)はないか | 注1 | ○ |
| 申請者の履歴書 | ・ 提出すべき者の漏れはないか ・ 申請者が法人の場合には、法人の監査役など、役員全員分が添付されているか | 注2 | ○ |
| 定款の写し | 申請者が法人の場合、添付されているか | 注2 | ○ |
| 契約書等の写し | 土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、建物が未建築の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可に係る証明書等の写し、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合で、確実に使用できることが認められる書類 | 注3 | ○ |
| 地方税の納税証明書 | ・ 都道府県及び市区町村が発行する納税証明書(未納税額がない旨及び2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の証明)をそれぞれ添付しているか ・ 法人については、証明事項に「特別法人事業税」を含めているか | 注4 | ○ |
| 最終事業年度以前3事業年度の財務諸表 | 最終事業年度以前3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書が添付されているか(個人の場合は、収支計算書) | 注5 | ○ |
| 酒類の製造について必要な技術的能力を備えていることを記載した書類 | 例えば、製造技術責任者の履歴書、実技研修等の受講事績を証する書類など、客観的事実を明確にするものが添付されているか | | ○ |
| 土地及び建物の登記事項証明書 | 申請製造場にかかる全ての土地及び建物の登記事項証明書が添付されているか | 注3 | ○ |
| 申請者の酒類製造場についての書類 | 所在地及び名称、免許酒類(品目別)、免許年月日、免許の期限、免許の条件が漏れなく記載されているか | | |
| その他参考となるべき書類 | | 注6 | |

※「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印(提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引く。)を記載する。

- (注) 1 申請者が法人の場合には役員等の誓約事項は代表者が一括して行うことができる。
 2 申請製造場を管轄する税務署管内に既免許製造場を有している場合には添付を省略することができる。
 3 既存の酒類製造者の既免許製造場と同一場所である場合には添付を省略することができる。
 4 申請者が法人の場合には本店所在地、個人の場合は住所地の都道府県及び市区町村から交付を受けたもの。
 5 過去3年分の確定申告書(添付書類を含む。)を税務署に提出している場合には添付を省略することができる。
 6 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。



※ 製造免許申請書次葉 1、2、3、4 及び 5 及び添付書類については、この様式に限ることなく、同等の記載事項が網羅されているものを添付しても差し支えありません。

酒 類 製 造 免 許 申 請 書

酒 税

収受印

| | |
|------|---|
| 整理番号 | ※ |
|------|---|

| | | | |
|---|-------------|---------------------------|--------------------|
| 令和 年 月 日 | 申 請 者 | (住所) 〒 — | (電話) 局 番 |
| 税務署長 殿 | | (氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな) | |
| <p style="text-align: center;">製 造 免 許 酒 類 の を 受 け た い の で 、 酒 税 法 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 関 係 書 類 を 添 付 し て 下 記 試 験 製 造 免 許</p> <p>の と お り 申 請 し ま す 。</p> <p style="text-align: center;">記</p> | | | |
| 製 造 場 の 所 在 地 及 び 名 称 | | (地 番) | |
| | | (詳細は別添図面のとおりに) | |
| | | (住居表示) 〒 — | |
| | | (ふりがな) (名 称) (電 話) | |
| 製 造 し よ う と す る 酒 類 の 品 目 及 び 範 囲 | | | |
| 製 造 方 法 | | 別紙のとおりに | |
| 免 許 を 受 け た 後 1 年 間 の 製 造 見 込 数 量 | | | |
| 試 験 製 造 の 目 的 及 び そ の 期 間 | | | |
| 申 請 の 理 由 | | | |

審査状況のお知らせの受取りについて (希望する ・ 希望しない)

| | | | |
|----------|-------|-----|--|
| ※ 税務署処理欄 | 入力年月日 | 担当者 | |
|----------|-------|-----|--|

製造免許申請書 次葉 1 (別添図面A)

製造場の敷地の状況

所在地

敷地 (自己所有・借地) _____ m²

(注) 法務局備え付けの地図の写しを貼付し、申請製造場の敷地を朱書き等で明記してください。

製造免許申請書 次葉 2 (別添図面B)

建物等の配置図 (建物の構造を示す図面)

建物 (自己所有・借用) _____ m²

(注) 敷地内における建物、設備等を図示してください。

製造免許申請書 次葉 3 (別紙)

製 造 方 法

(製造工程図、製造方法の概要等)

仕込み配合については、別添 ○○ の 1 仕込製造方法のとおり

酒 税

| | |
|------|--|
| 申告順号 | |
|------|--|

| 果 実 酒 の 1 仕 込 製 造 方 法 甘味果実酒 | | | | | | | |
|-----------------------------------|-----------------|---------|-----|----------------|--|---|-----|
| 記号 | 原 料 | 仕 込 区 分 | | | | | 計 |
| 個数 | | 酒母 | 第1次 | 第2次 | | | |
| | 果 実 (kg) (g) | | | | | | () |
| | 糖 類 (kg) (%) | | | | | | () |
| | アルコール又は焼酎 (%) | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 水 (1) | | | | | | |
| もろみの見込数量 | 1 | 製造見込数量 | 1 | 同一仕込記号の製造見込数量計 | | 1 | |
| 製造見込数量の算出根基 | | | | | | | |
| 記号 | 原 料 | 仕 込 区 分 | | | | | 計 |
| 個数 | | 酒母 | 第1次 | 第2次 | | | |
| | 果 実 (kg) (g) | | | | | | () |
| | 糖 類 (kg) (%) | | | | | | () |
| | アルコール又は焼酎 (%) | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 水 (1) | | | | | | |
| もろみの見込数量 | 1 | 製造見込数量 | 1 | 同一仕込記号の製造見込数量計 | | 1 | |
| 製造見込数量の算出根基 | | | | | | | |

果実酒・甘味果実酒の1仕込製造方法の記載要領

- 1 この様式は、発酵過程を伴う果実酒及び甘味果実酒の場合に使用してください。
- 2 「原料」欄には、具体的に果実及び糖類の種類を記載してください。
なお、「果実」欄には、果汁の糖のグラム数を、「糖類」欄には、糖類の転化糖分をそれぞれかっこ書きしてください。
- 3 「仕込区分」の「計」欄には、原料果実からの果汁見込取得リットル数、糖類の溶解リットル数をそれぞれかっこ書きしてください。
- 4 「製造見込数量」欄には、あなた（貴社）の製造場における前年度の実績値、あなた（貴社）の製造場の所轄税務署管内における前年度の実績値の平均等の経験値又は既に確立されている理論に基づく理論値等により合理的に算出した数量を記載してください。
- 5 「同一仕込記号の製造見込数量計」欄には、1仕込製造見込数量に仕込個数を乗じたものを記載してください。
- 6 製造見込数量の算出根基は具体的に記載してください。
- 7 製造見込数量はリットル位まで算出し、リットル位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 8 製造見込数量を算出する歩合は、小数点以下第2位を四捨五入して第1位にとどめてください。
- 9 アルコール分は、度位未満第1位まで記載してください。

製造免許申請書 次葉4

製造場の設備の状況

| 区 分 | 数量等 |
|---------------------|----------------|
| (1) 敷地 () () | m ² |
| (2) 建物 () | m ² |
| イ 製造場 | m ² |
| ロ その他 | m ² |
| ハ | |
| (3) 什器備品 () | |
| イ | |
| ロ | |
| ハ | |
| ニ | |
| ホ | |
| ヘ | |
| ト | |
| チ | |
| リ | |
| ヌ | |
| ル | |
| ヲ | |
| ワ | |
| カ | |
| ヨ | |
| タ | |
| (4) 電話 () | 台 |
| (5) 従業員 (男) 人 (女) 人 | 人 |
| (6) | 人 |
| (7) | |

(注) 容器、器具、機械等の設備について記載してください。

事業もくろみ書（事業の概要・収支の見込み・所要資金の額及び調達方法）

- (注) 1 事業の概要は、計画している事業規模にあわせ作成してください。
なお、原料の入手予定状況、1kl当たりの予定製造原価なども記載してください。
- 2 収支の見込みは、免許後1年間のもくろみを作成してください。
- 3 所要資金の額及び調達方法は、資金繰り表等の作成されているものを添付しても差し支えありません。
また、融資があるときには、次の書類を添付してください。
- (1) 金融機関からの融資の場合 「借入をする金融機関の融資証明書」
- (2) 金融機関以外からの融資 「融資者の原資内容を証明する書類」
- 4 既に作成されている事業計画書等を添付しても差し支えありません。

1 販売・製造見込(年間)

| 区分 | | 販売見込数量: ℓ | 販売予定価格 (容量・単価) | 売上見込金額:円 | 総製造見込数量 |
|-----------|------------|--------------|-------------------|----------|----------------|
| 販売先及び販売方法 | 地域の販売店への販売 | | ℓ 円 | | |
| | 直営売店での販売 | | ℓ 円 | | |
| | | | ℓ 円 | | |
| | | | ℓ 円 | | |
| 合計 | | | / | | 製造能力 (年間最大) |

※ 「その他」がある場合には、内容を記載

()

2 収入・支出見込(年間)

| 支出の部 | | | 収入の部 | | |
|------|------|------------------|---------------|-----|------|
| 科目 | | 金額:円 | 科目 | | 金額:円 |
| 仕入 | 果実酒用 | 次頁 A から移記 | 売上 | 果実酒 | |
| | その他 | | | その他 | |
| 労務費 | | | 合計② | | |
| 経費 | | | / | | |
| 酒税 | | 次頁 B から移記 | | | |
| 合計① | | | 差引利益 (②-①) | | |

3 果実酒1kℓ当たりの予定製造原価及び算出根拠

果実酒 ℓを製造するのに必要な
製造原価の計算

| | 金額:円 | 主な仕入先の名称等 |
|-----------|----------|-----------|
| 果実 () | | |
| 糖類 | | |
| その他 | | |
| 合計 | A | |

| 科目 | 金額:円 |
|------|------|
| 原材料費 | |
| 労務費 | |
| 経費 | |
| 合計 | |

| 酒税の計算 | |
|-------------|---|
| | |
| B 酒税 | 円 |

| 1kℓ当たりの製造原価 | |
|-------------|---|
| | |
| | 円 |

| 「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書 | | | |
|-------------------------------|---|---|---|
| 酒類販売管理者の選任予定者 | 役職、申請者との関係、生年月日等 | | |
| 酒類販売管理研修の受講予定等 | 受講日又は受講予定日：平成・令和 年 月 日 研修実施団体： | | |
| (酒類販売管理者に代わる責任者(予定者)の人数及び氏名等) | | 総数 | 名 |
| 氏 名 | (年 齢) | (歳) | (歳) |
| (歳) | (歳) | (歳) | (歳) |
| 項 目 | 区 分 | ※ 税務署整理欄 (実態確認状況) | |
| 酒類販売管理者関係 | 1 酒類の販売業務を開始するときまでに、酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任する。 | は い・いいえ | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| | 2 公衆の見やすい場所(通信販売を行う場合は、カタログ等(インターネットを含む))に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示する。 | は い・いいえ | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| 二十歳未満の者の飲酒防止関係 | 1 20歳未満と思われる者に対して、身分証明証等により年齢確認を行う。 | は い・いいえ | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 |
| | 2 夜間(午後11時から翌日午前5時)において指名し、配置する予定の「酒類販売管理者に代わる責任者」は成年者である。 (注) 夜間販売を行っていない場合や酒類販売管理者に代わる責任者を指名する必要がない場合には、「該当なし」に○印を付してください。 | は い いいえ 該当なし | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 |
| | 3 20歳未満の者の飲酒防止に関するポスターを掲示する。 | は い・いいえ | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| | 4 「その他の取組」の概要 〔※上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。 (例) 「レンジ啓発のためのグッズ等を置く」、「レンジ袋に20歳未満の者の飲酒防止啓発のための表示をする」等〕 | | |
| 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定 | 1 酒類の陳列場所を設けて販売する。 (注) 「いいえ」に「○」を付した方は、次の(1)から(2)の記載は不要です。 | は い・いいえ | |
| | (1) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行う。 | は い・いいえ | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 分離 <input type="checkbox"/> 区分 <input type="checkbox"/> 不適 |
| | (2) 酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、明確に区分するための表示(「陳列されている諸品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示)を行う。 | は い・いいえ | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 |
| | 2 酒類の通信販売(インターネットを含む)を行う。 (注) 1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」に「○」を付した方は、次の項目の記載は不要です。 | は い・いいえ | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 |
| | 酒類の通信販売(インターネットを含む)における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。 | は い・いいえ | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 |
| 酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設ける。 | は い・いいえ | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 | |

(注) 酒類製造者又は酒類販売業者のみに販売する場合には添付を省略することができます。

酒類製造免許の免許要件誓約書

税務署長 殿

| | |
|------------------------------|--|
| 申請（申出・申告） 製造場の所在地及び 名称 | |
|------------------------------|--|

【申請（申出・申告）者が個人の場合】

私（及び法定代理人）の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和 年 月 日

(申請（申出・申告）者の住所)
(氏 名)

下記法定代理人は、誓約内容を確認しているため、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

(法定代理人氏名)

令和 年 月 日

(法定代理人住所)
(法定代理人氏名)
(申請（申出・申告）者との関係)

【申請（申出）者が法人の場合】

当社及び役員等の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、申請（申出）に対する拒否処分又は免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和 年 月 日

(申請（申出）者の所在地)
(名称及び代表者氏名)

下記役員等は、誓約内容を確認しているため、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

(役職及び氏名)
代表取締役
取締役
取締役
支配人

令和 年 月 日

(住 所)
(代 表 者 氏 名)

| 誓 約 項 目 | 申請者等の誓約内容 | | | 順号 |
|---|------------------|--------|------------------|----|
| | 申 請 (申出) 者 | 役員等 | 法定代理人 | |
| 1 酒税法10条1号から8号関係 (人的要件) | | | | — |
| 1号関係 申請(申出・申告)者が酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、免許又は許可を取り消された日から3年を経過している。 | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | ① |
| 2号関係: 申請(申出・申告)者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請(申出・申告)でない。 ○ 酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人 | はい・いいえ (個人のみ) | はい・いいえ | はい・いいえ | ② |
| 3号関係: 申請(申出・申告)者が未成年者のときその法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。 | はい・いいえ (個人のみ) | | | ③ |
| 4号関係: 申請(申出)者又は法定代理人が法人の場合にその役員が1、2、7、7の2、8号に該当しない。 | はい・いいえ (法人のみ) | | はい・いいえ (法人のみ) | ④ |
| 5号関係: 支配人が1、2、7、7の2、8号に該当する者でない。 | はい・いいえ | | | ⑤ |
| 6号関係: 申請(申出・申告)者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。 | はい・いいえ | | | ⑥ |
| 7号関係 国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。 | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | ⑦ |
| 7号の2関係 未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。 | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | ⑧ |
| 8号関係 禁錮以上の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。 | はい・いいえ (個人のみ) | はい・いいえ | はい・いいえ | ⑨ |
| 【理由等】 | | | | |
| 2 酒税法10条9号関係 (場所的要件) | | | | — |
| 申請製造場が取締上不相当と認められる場所でない。 | はい・いいえ | | | |
| [申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合] 申請製造場と酒場、料理店等の場所を図面上で明確に区分できる。また、それらの場所を必要に応じ壁、扉等で区分する。 | はい・いいえ | | | ⑩ |
| 【理由等】 | | | | |

| 誓 約 項 目 | 申請者等の誓約内容 | | | 順号 |
|---|------------------|--------|-------|----|
| | 申 請 (申出)者 | 役員等 | 法定代理人 | |
| 3 酒税法10条10号関係（経営基礎要件） (注) 酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。 | | | | — |
| (1) 申請（申出）者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合に該当しない。 | はい・いいえ | | | ⑪ |
| (2) 事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。 | | | | — |
| イ 現に国税若しくは地方税を滞納していない。 | はい・いいえ | はい・いいえ | | ⑫ |
| ロ 申請（申出）前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない。 | はい・いいえ | はい・いいえ | | ⑬ |
| ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。 | はい・いいえ (法人のみ) | はい・いいえ | | ⑭ |
| ニ 最終事業年度以前3事業年度のすべての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。 | はい・いいえ (法人のみ) | はい・いいえ | | ⑮ |
| ホ 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。 | はい・いいえ | はい・いいえ | | ⑯ |
| ヘ 建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却若しくは移転を命じられていない。 | はい・いいえ | | | ⑰ |
| ト 酒税につき担保の提供を命ぜられ、その全部又は一部が不履行ではない。 | はい・いいえ | | | ⑱ |
| チ 今後1年間に納付すべき酒税額の平均3か月分に相当する価額又は製造免許申請（申出）書に記載している酒類の数量に対する酒税相当額の4か月分に相当する価額のうち、いずれか多いほうの価額以上の担保を提供する能力がある。 | はい・いいえ | | | ⑲ |
| リ 酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。 | はい・いいえ | | | ⑳ |
| (3) 申請（申出）者は、事業経歴その他から判断し、適正に酒類を製造するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。 | はい・いいえ | | | ㉑ |
| (4) 申請（申出）者は、必要な所要資金等並びに製造又は貯蔵等に必要の設備及び人員を有し、酒類の製造に関し安定的な経営が行える。 | はい・いいえ | | | ㉒ |
| (5) 申請（申出）者は、酒類の製造に必要な原料の入手が確実である。 | はい・いいえ | | | ㉓ |
| 【理由等】 | | | | |
| 4 酒税法10条12号関係（製造技術・設備要件） | | | | — |
| (1) 申請者は、醸造・衛生面等の知識があり、かつ、保健衛生上問題のない一定水準の品質の酒類を継続的に供給することができ、不測の事態に対応できる能力を有している。 | はい・いいえ | | | ㉔ |
| (2) 酒類の製造又は貯蔵に必要な機械、器具、容器等が十分備わっており、工場立地法、下水道法、水質汚濁防止法、食品衛生法等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない。 | はい・いいえ | | | ㉕ |
| 【理由等】 | | | | |

申請者又は役員の履歴書

(令和 年 月 日現在)

| ふりがな | | 大正 平成 昭和 令和 年 月 日生 (満 才) | |
|------|---|--------------------------------|-----------|
| 氏名 | | | |
| ふりがな | | | 電話 () |
| 現住所 | | | |
| 年 | 月 | 職 歴 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 年 | 月 | 免 許 ・ 資 格 | |
| | | | |
| | | | |
| 備 考 | | | |
| | | | |

《留意事項》

- 1 職歴は、現在から申請前5年程度の期間について、勤務した会社名、役職、担当職務内容を記載してください。
- 2 免許・資格は、酒類の製造・販売業に関連のあるものについて記載してください。
- 3 申請製造場が既存の酒類製造場である場合は、添付不要です。
- 4 申請者又は役員が製造技術責任者を兼任している場合は、備考欄にその旨記載してください。
なお、この場合、「製造技術責任者の名簿、履歴書」は添付不要です。
- 5 有価証券報告書など既存資料の写しに代えることができます。
- 6 市販されている履歴書の様式で提出することもできます。

製造技術責任者の履歴書

(令和 年 月 日現在)

| | | |
|-------------|--------------------------------|-----------|
| ふりがな 氏名 | 大正 平成 昭和 令和 年 月 日生 (満 才) | |
| ふりがな 現住所 | 電話 () | |
| 年 | 月 | 職 歴 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 年 | 月 | 免 許 ・ 資 格 |
| | | |
| | | |
| 備 考 | | |
| | | |

《留意事項》

- 1 職歴は、酒類の製造技術を有することがわかるように、勤務した会社名、役職、担当職務内容を記載してください。
- 2 免許・資格は、酒類の製造・販売業に関連のあるものについて記載してください。
- 3 申請者又は役員が製造技術責任者を兼任している場合は、添付不要です。
- 4 有価証券報告書など既存資料の写しに代えることができます。
- 5 製造技術責任者が複数いる場合は、氏名、役職、業務分担を記載した名簿も添付してください。
- 6 市販されている履歴書の様式で提出することもできます。

酒類製造免許申請書(A) チェック表

《製造免許申請書次葉及び添付書類》

| 必要書類 | 確認事項 | 備考 | 確認 |
|---|---|----|----|
| 製造免許申請書次葉1 (別添図面A) 「製造場の敷地の状況」 | 法務局備付けの地図の写しを貼付し、申請製造場の敷地を朱書き等で明記しているか | | |
| 製造免許申請書次葉2 (別添図面B) 「建物等の配置図」 | 敷地内における建物、設備等が明確に図示されているか | | |
| 製造免許申請書次葉3 (別紙)「製造方法」 | ・ 製造工程図、製造方法の概要等が明記されているか ・ 仕込み配合について、各仕込ごとの「1仕込製造方法」が添付されているか | | |
| 製造免許申請書次葉4 「製造場の設備の状況」 | 製造場の設備について、全て記載されているか | | |
| 製造免許申請書次葉5 「事業の概要」 「収支の見込み」 「所要資金の額及び調達方法」 | ・ 原料の入手状況等が記載されているか ・ 事業規模に沿ったもくろみ書が作成されているか ・ 自己資金による場合は資金繰表又は資金の算出根拠説明書、融資による場合は金融機関の証明書又は融資者の原資内容を証明する書類を添付しているか | | |
| 製造免許申請書次葉6 「『酒類の販売管理の方法』に 関する取組計画書」 | 酒類販売管理者の選任予定者の氏名、役職等が記載されているか | | |
| 酒類製造免許の免許要件誓約書(酒税法10条の規定に該当しない旨) | 誓約すべき者の漏れ(例えば、法人の監査役など)はないか | 注1 | |
| 申請者の履歴書 | ・ 提出すべき者の漏れはないか ・ 申請者が法人の場合には、法人の監査役など、役員全員分が添付されているか | 注2 | |
| 定款の写し | 申請者が法人の場合、添付されているか | 注2 | |
| 契約書等の写し | 土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、建物が未建築の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可に係る証明書等の写し、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合で、確実に使用できることが認められる書類 | 注3 | |
| 地方税の納税証明書 | ・ 都道府県及び市区町村が発行する納税証明書(未納税額がない旨及び2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の証明)をそれぞれ添付しているか ・ 法人については、証明事項に「特別法人事業税」を含めているか | 注4 | |
| 最終事業年度以前3事業年度の財務諸表 | 最終事業年度以前3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書が添付されているか(個人の場合は、収支計算書) | 注5 | |
| 酒類の製造について必要な技術的能力を備えていることを記載した書類 | 例えば、製造技術責任者の履歴書、実技研修等の受講事績を証する書類など、客観的事実を明確にするものが添付されているか | | |
| 土地及び建物の登記事項証明書 | 申請製造場にかかる全ての土地及び建物の登記事項証明書が添付されているか | 注3 | |
| 申請者の酒類製造場についての書類 | 所在地及び名称、免許酒類(品目別)、免許年月日、免許の期限、免許の条件が漏れなく記載されているか | | |
| その他参考となるべき書類 | | 注6 | |

※「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印(提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引く。)を記載する。

- (注) 1 申請者が法人の場合には役員等の誓約事項は代表者が一括して行うことができる。
 2 申請製造場を管轄する税務署管内に既免許製造場を有している場合には添付を省略することができる。
 3 既存の酒類製造者の既免許製造場と同一場所である場合には添付を省略することができる。
 4 申請者が法人の場合には本店所在地、個人の場合は住所地の都道府県及び市区町村から交付を受けたもの。
 5 過去3年分の確定申告書(添付書類を含む。)を税務署に提出している場合には添付を省略することができる。
 6 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。